

【一時保育事業の利用についてのご案内】

目的

パートタイム等の就労や保護者の入院、突然の不幸などの理由で家庭での保育が困難な時、一時的に子どもさんを預かることによって、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とします。

内容

- 1) 保護者の就労形態により、家庭での保育が継続的に困難な場合
- 2) 保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする場合
- 3) 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため

対象児

未就園児で小学校へ入るまでの児童

申込手続き

「一時保育事業申込書」を保育所(園)で受け取り、必要事項を記入後、希望保育所(園)へ提出して下さい。一時保育終了後、保育所(園)から「納入通知書」をお渡しします。

役場福祉課から、「一時保育入所承諾書」を送付します。

*子どもさんが伝染性疾患にかかっている場合や、保育の受け入れ園児数が多い場合は、入所が認められません。

保育期間

1人1月につき原則14日以内です。

保育時間は、通常の保育時間を超えない程度です。(2時間・3時間の保育も受け入れます)

保育料

一時保育事業保育料	
年齢	1時間当たり
0歳児	700円
1・2歳児	400円
3歳児	250円
4歳児以上児	200円

※30分を目安にして切上げ

H26.4.1～適用

【問合せ】

- ・芸北つくし保育園 Tel 0826-35-0875
- ・新庄保育所…82-2190 ・本地保育所…72-2494
- ・川戸保育所…72-4963 ・南方保育所…72-4678
- ・北広島町役場福祉課 Tel 050-5812-1851

準備物について

3歳未満児	3歳以上児
完全給食です。 ミルク・哺乳瓶 おむつ・お尻用タオル	白ご飯・箸・箸箱 弁当袋

帽子・かばん・手拭きタオル・着替え
エプロン・口拭きタオル・口拭きタオル入れ
ティッシュ・歯ブラシ・コップ・ビニール袋
昼寝用布団一式・水筒(お茶入り)

●すべての物に、わかりやすいところに、はっきりと名前を書いてください。